

とまきの玉手箱



伝馬町高札写 親子札 (本文が「親子」から始まるため、他の札と区別して呼ばれる) 彦根城博物館蔵

高札場 — 城下町に掲げられた幕府法令

江戸時代、幕府が人々に対してどのような方針で治めるのか、その基本的な法令が人目に触れる所に掲げられていました。それは「高札場」と呼ばれ、城下町や宿場などの中心地にあり、彦根城下町には伝馬町(現在の中央町)にありました。

伝馬町は、城下での物資輸送の拠点である問屋場が置かれ、中山道の宿場に準じる扱いを受けていた町で、「彦根宿」とも呼ばれていました。伝馬町の高札場は、蓮華寺(中央町)へ向かう角にあり、約60cmの石垣の上に築かれた高さ4・2mもの屋根の付いた木組に、木製の板に法令が書かれた高札が掛けられていました。江戸時代の中ごろには、全国共通の幕府法令5枚と彦根から鳥居本と高宮までの駄賃を記した1枚が常時掲げられていました。

伝馬町に掲げられた高札の原寸の写しが現存しています。そのうち最も長いもの(横幅約2・3m)には、九か条にわたって庶民が守るべき事柄を列記し、それに背いた場合は処罰の対象となると記されています(写真)。その文言を少し見ていきま

しょう。

一 親子・兄弟・夫婦を始め、諸親類にしたしく、下人等に至る迄、これをあはれむべし。主人ある輩はおのおの其奉公に精を出すべき事

一 家業を専らにし、懈る事なく、万事其分限にすぐべからざる事

一 いつはりをなし、又は無理をいひ、惣じて人の害になるべき事をすべからざる事

この三か条は、今でも通じそうな道徳規範ですが、庶民にも理解しやすいようひらがなが多く使われた文章で、庶民が守るべき基本的な姿勢が示されました。他にも、キリシタンの禁制や放火の禁止など、庶民に対する基本方針が示されています。

また、この写しは上部が山形になっていますが、これは現物がこのような形をしていたからです。現物は、3cmほどの厚い板

の上部に屋根状の木板が付いていました。しかし、屋外に掲げて風雨にさらされるうちに、文字が薄くなり、木が傷むので、何度か新しいものに取り替えられました。

高札場を設置したのは領主である彦根藩でしたが、日々の管理は高札場のある伝馬町の町役人に任されていました。伝馬町では掃除を欠かさず清潔を保ち、破損や異常があると藩に届けられました。庶民は、高札場に見だりに近づくことは許されず、前を通るときには脱帽して敬意をあらわすことが求められました。

城下町に住む人は、天守をはじめとする城郭の構造やその警備体制などから、この地を支配する「殿様」の威光を日々感じて暮らしていましたが、城下町の中央で幕府の法令掲げた高札場は、高い位置から見下ろすように建てられ、巨大で威圧的であり、庶民にとって幕府支配を象徴する建造物といえるでしょう。

(彦根城博物館学芸員 野田浩子)

※写真の伝馬町高札写は、近江中山道400年記念展「彦根と鳥居本・高宮―城下町の玄関口―」で、10月22日(火)まで彦根城博物館で展示中です。